

## 教育実習事前指導における指導案作成指導の内容・方法

高 瀬 淳 (藤女子大学 人間生活学部 人間生活学科)

水 上 香 苗 (北海道大学大学院 教育学研究科・大学院生)

高 橋 さおり (北海道大学大学院 文学研究科・大学院生)

酒 井 研 作 (広島大学 教育学部)

2006年7月に中央教育審議会によって示された「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」は、教職課程の改善・充実に向けた施策の一つとして、「教職実践演習(仮称)」の導入を提言している。これに伴って、指導案作成指導の意義や位置づけが変化することになる。教材をどのような順序・配列で教えるかといった「系統性」の問題に着目した指導案の作成指導の実践では、学生が作成した指導案の順序・配列を実際に変更してみせた上で、到達する生徒の理解や意識が相違することを具体的に提示する方法が有効であった。指導案作成指導にあたっては、いかに設定した指導目標を達成するかといった観点から、学生が作成した指導案に改善する余地があることを繰り返し提示していくことが肝要といえる。

キーワード：教職課程、教育実習、指導案、系統性、中央教育審議会

### 1. 研究の目的

本論は、教員の実践的指導力を育成する大学の教員養成のための課程(以下、教職課程)の充実を図るため、その内容と方法について検討する研究の一部である。本論では、まず、藤女子大学教職課程における教育実習事前指導で行った指導案(学習指導案)の作成指導にかかる実践の一部を取り上げ、特に教材をどのような順序・配列で教えるかといった「系統性(sequence)」の問題に着目しつつ、それに関する理解を深める教育内容・方法について検討する。さらに、近年の教員養成教育の改革動向を踏まえた上で、これからの教職課程に求められる指導案作成指導に示唆を得ることを目的としている。

(高瀬淳)

### 2. 実践的指導力の育成にむけた指導案作成指導の試み

#### (1) 教育実習事前指導の全体の流れ

藤女子大学では、教育実習の事前指導を行う「教育

実習ⅠA・ⅠB」が、3年前期・後期に開講され、それぞれ1単位(90分×15講)ずつが配当されている。2006年度の間人生活学部で開講された「教育実習ⅠA・ⅠB」では、家庭(中学・高校)並びに福祉(高校)の教員免許状取得を目指す学生21名を対象に、次のような流れで授業を実施した。

「教育実習ⅠA」は、主に現職教員や教育実習生が実施した研究授業のVTRを視聴させることにより、授業実践に際しての留意事項を具体的なイメージをもって理解させることをねらいとしている。

第1講では、導入として、教職課程における教育実習の位置づけや意義等について説明した。

第2～5講では、現行学習指導要領における教科、特別活動及び道徳の内容や指導上の留意点について解説するとともに、教員の職務としての校務分掌や管理運営体制について説明した。

第6～13講では、現職教員や教育実習生が行った研究授業のVTRを利用して模擬観察実習を行った。特に第9～13講では、授業VTRを指導案と見比べながら視聴させ、その展開や方法等について検討・評価した。その流れは、①VTRの授業で使用された指導案を

一読し、②授業のねらいを達成するための工夫やポイントと思われる箇所を各自でメモを取り、③VTRを視聴する。さらにVTR視聴後、④全体で「授業のねらいが達成されたか」という観点から当該授業を評価するといったものである。

第14講では、総合的な学習の時間の内容や指導のあり方を道内の中学校・高校で行われている事例を提示しながら説明した。

第15講では、授業を展開するにあたっての留意事項を第6～13講の学習内容を振り返りながら確認した。

「教育実習ⅠB」は、学生自身に指導案を作成させることにより、教育実習において求められる授業実践能力を育成することをねらいとしている。

第1・2講では、教育実習で使用する「日誌」の構成や意味等について過年度実習生の日誌のコピーを提示しながら説明した。

第3講では、指導案の書式——「領域」「学年」「単元・教材名」「使用教科書」「単元(題材)設定の理由」「単元(題材)の指導目標」「単元の指導計画」「本時の指導目標」「準備・教材」の項目が示されたプリントと、本時の授業展開用に「学習内容」「学習活動」「時間」「指導上の留意点・その他」に区分されたプリントの2枚(A4版)を配布し、各項目に記入されるべき事項を説明した後、次講から各自で指導案作成に取り組むことを確認した。

第4～6講では、家庭総合の題材「人生を見通す」を取り上げ、これをどのような順序・配列で教えるかといった「系統性」の問題に着目しつつ、単元計画や1時間分の授業展開案を中心とした指導案を作成させた。その際、対象学年・実施時期は、生徒の前時までの学習内容(既習事項)を考慮しなくてよいように高校1年4月からとした。続く第7～9講では、第4～6講で作成した指導案の後の単元として題材「食生活の科学と文化」を取り上げ、題材「人生を見通す」との相関を意識した指導案を作成させた。これは、「人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ」る目標を掲げている家庭科の特性を考慮しただけでなく、学生が無自覚なままに「教科書を教える」だけの指導案を作成しないよう学生に課した条件でもある。

第10・11講では、人間生活学科教員(食分野)による調理実習「常食と介護食」の模擬授業を受けさせた上で、その内容や方法について授業実施者を交えて検討させた。

第12～14講では、授業のまとめとして、学生に題材「住生活の科学と文化」または「生活をつくる」の単元を選択させ、その指導案を他の単元との相関を考慮しつつ作成させた。さらに第15講では、第12～14講で

学生が作成した指導案のいくつかを取り上げ、それらを学生に配布した上で講評した。

(高瀬淳・水上香苗)

## (2) 指導案作成指導の手順

指導案作成の直接的な指導は、「教育実習ⅠB」の第4～6講、第7～9講及び第12～14講において段階的に行った。

教育内容の系統性に着目した第4～6講では、「人の一生と発達」ならびに「家族・家庭と社会」から構成される「人生を見通す」『家庭総合』開隆堂、10-41頁とそれに対応する教師用指導資料を配布した上で、この内容の一部または全部を含めた単元を設定し、高校で最初に学習する家庭科の題材としての指導案を作成するよう指示した。

指導案作成にあたっては、全体で次のような手順を追いながら行った。

まず、(a)取り上げた単元・本時の授業の指導目標を明確に設定することから始めた。その際、指導目標には「伝えたい知識・技術」と「それを通じて身につけさせたい関心・意欲・態度・能力等」の2つが示されるよう指導した。

次に(b)単元の指導計画とその中から授業展開案を作成する本時の授業計画を作成させた。本時の指導目標は、単元の指導目標の一部または全部を達成するためにより具体的でなければならないことや、生徒が学習内容について知ることを通じて育まれる態度を明示することを強調した。また、机間指導によって、単元(題材)の指導目標、単元の指導計画及び本時の指導目標の間に整合性がとれているかをチェックした。

本時の授業の展開にあたっては、(c)本時の指導目標を達成するために有効な生徒の主体的な活動——具体的には生徒自身が個人やグループで調べたり、話し合ったりする活動を1つまたは2つを設定し、それを本時の授業の山場とするよう指示した。1つの活動は生徒の集中力が持続できる15分間程度とし、可能な限り生徒個人の活動をクラス全体にフィードバックすることを心がけさせた。

その上で、(d)山場における生徒の活動に必要な情報(知識や資料)を具体的に挙げさせ、その提示の仕方—すなわち山場に至る前の授業展開を考えさせた。そこでの内容は、(c)で決定した山場において、「どのような知識・情報等を生徒に提示すれば、主体的な授業参加が可能か?」という観点から考えるよう促した。

山場の後にはすべての生徒が共通に到達する学習成果として、(e)生徒の主体的な授業参加の成果をまとめることが必要であり、それを(a)で設定した指導目標に

対応させるよう配慮しなければならないことを説明した。

最後に、授業の展開に応じて(f)導入・整理の内容を設定させた。なお、導入については、授業の課題確認に加え、生徒の活動に向けての動機付けとなることが望ましいとした。整理については、(e)で到達した共通の学習成果を踏まえつつ、生徒個人がそれぞれに多様な考えに至ることを認める姿勢が必要であり、また、今後の生活や継続的な学習に有効な資料・教材等を提示することが望ましいとした。

(高瀬淳・酒井研作)

### (3) 指導案作成指導の課題

こうした(a)～(f)の手順を踏まえた指導は、授業を行うにあたって具体的な指導目標を設定することの重要性を意識させるという意味において一定の効果があつたといえる。ただし、学生が作成した指導案には、教材をどのような順序・配列で教えるかといった「系統性」についての理解は不十分な状況が認められた。すなわち多くの学生(13/21名)は、当初、本時の指導目標と系統の関係を深く考慮することなく、配布された教科書に記載された順序・配列による授業展開を構想する傾向にあつたことが指摘できる。

たとえば、本時の指導目標として「男女の平等と共生について理解し、多様な生き方を認め合う態度を養う」ことを設定した授業について、教科書の順序・配列のとおり、「①ジェンダーに気づく→②性別役割分業を見直す→③新しいパートナーシップを築く」と展開する指導案が3件認められた。

この展開では、まず①ジェンダーを「社会的・文化的につくられた性差や性別意識」と定義づけた上で、②日本では「組織の長や政策決定にかかわる女性の割合は極めて低い」ことを指摘し、「性別役割分業の撤廃は21世紀の世界共通の課題」であることを理解させることとなる<sup>2)</sup>。特に、男女共同参画社会基本法(1999年)の制定などにより「男女が性別により差別的な取り扱いを受けることなく、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること」が強調される<sup>3)</sup>。

これらは、いずれも本時の指導目標にある「男女の平等と共生について理解」させるために必要な教育内容(scope)に含まれるべきものである。しかし、生徒の学習プロセスにおける思考の順序に注目すれば、この授業展開は、②で性別役割分業をジェンダーの視点から見直すことになり、撤廃すべき性別役割分業の直接的な原因としてジェンダーが捉えられる可能性をはらんでいる。別な言い方をすれば、ジェンダーそれ自

体が男女共同参画社会の実現に向けて否定的な意味合いを伴うものと捉えられ、生徒が、性別役割分業の撤廃のためにはジェンダーという考え方をなくさなければならないと短絡的に結びつける<sup>4)</sup>余地が大きい授業展開である。そうした状況の中で、生徒に③男女が「平等な関係のもとで、たがいの自立を支え合いながら、共に生きる生活を築いて」いくために「双方向のパートナーシップをどのようにつくっていくか」を考えさせると<sup>5)</sup>、性別(ジェンダー)を否定した上でのパートナーシップのあり方を問うことになりかねず、本時の授業目標の達成につながりにくいといえる。

このことを踏まえ、本時の指導目標と系統性の関係を理解する契機とするため、上記のように教科書とおりの順序・配列で授業展開する場合と、それを一部変更して「ジェンダーに気づく→新しいパートナーシップを築く→性別役割分業を見直す」と授業展開する場合の違いについて考えさせる時間を設けた。そこで示された学生の意見は、後者の展開では、①ジェンダーの定義を踏まえ、②新しいパートナーシップを築くことの重要性に気づかせた上で、③性別役割分業を新しいパートナーシップの視点から理解させることが目指されるというものであつた。こうした授業展開において、新しいパートナーシップの具体的な中味は、生徒自身のライフプランの実現を図るために必要なパートナーとはどのようなものであるかといった観点から問われるものとなり、パートナーとのコミュニケーションを通じて「多様な生き方を認め合う」ことが授業の指導目標となる。また、今日の社会生活において改善すべき事項は、ジェンダーそれ自体ではなく、パートナーとの相互理解がなされていないままでの性別役割分業であり、パートナーとの適切なコミュニケーションを通じて決定された役割分業は肯定的に捉えられるものとなる<sup>6)</sup>。

ここでの指導で留意すべき点は、前者と後者の授業展開の優劣を判断することではなく、同じ教育内容であっても、順序・配列によって授業後に到達する生徒の理解や意識が異なる場合があるということを理解させることである。「教育実習IB」では、一般に学生が導入→展開→整理の順番で指導案を作成していく傾向が強いことを踏まえ、すでに述べた(a)～(f)の指導案作成の手順を示すことによって、学生の「系統性」に関する理解を深めることを試みたが、十分な成果をあげることができなかった。学生は、同じ教育内容を異なる順序・配列で授業展開する指導案を比較検討することによって、教育内容の系統性についての理解を深めることが可能となったといえる。

こうした実践から、学生は、学問体系に基づく論理

的な系統性を重視する一方で、必ずしも児童生徒の学習プロセスを踏まえた心理的な系統性を十分に考慮していないことが明らかとなった。それは、学生が受けてきた学校教育が、「教科書で教える」というよりも「教科書を教える」ことを重視する傾向が強く、教科書の順序・配列を変更してまで、生徒の学習プロセスにおける思考の順序に配慮した授業展開を作成することに思い至らなかったためと考えられる。

(高瀬淳・高橋さおり)

### 3. 教員養成教育の改革動向

#### (1) 教員養成カリキュラムの現行基準

日本の教員養成は、開放制の原則の下で一般大学と教員養成大学がそれぞれの特色を発揮して行うとされ、そのカリキュラムの基準が「教育職員免許法」と同法に基づく「教育職員免許法施行規則」によって定められている。

現行の「教育職員免許法の一部を改正する法律」(1998年)は、教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(第一次答申)」(1997年)を受け、学校教育の主たる担い手である教員の養成において「使命感を持ち、子どもの悩みを受けとめられる、真に教員に相応しい人材を育成する」ことをねらいとしている。これは、従来の教職課程が「教員の研究領域の専門性に偏した授業が多く、『子どもたちへの教育』につながるという視点が乏しいのではないか」との指摘や「教職課程における開設授業科目の間で内容の整合性・連続性は考慮されているのか」との批判に基づいている<sup>7)</sup>。つまり、すべての教職課程が学生の「実践的指導力」育成に重点をおいたカリキュラムを編成することを求める改正であると指摘される。

主な改正点は、①特別非常勤講師制度の改善、②特別免許状制度の改善、③精神薄弱の障害を有する者を教育する場合の特例、④養護教諭の保健の授業担任に係る特例、⑤教員養成カリキュラムの改善、⑥修士課程へ飛び級した者に一種免許状を授与する措置、⑦一部の短期大学専攻科で一種免許状の授与を可能とする措置などであるが、カリキュラムについては、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」により、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員免許状授与にあたっての「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の単位修得方法等が改められることで具体的に示された。また、特色ある学校教育の実施に対応できる教員(得意分野と個性を持つ教員)を養成するため、一種・二種免許状にかかる教職課程に選択履修方式を導入するなど、カリキュラムの弾力化が図られた。さ

らに、省令科目において「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の必修化や「介護等体験」の単位化などの措置も講じられた。

この改正では、特に、教え方や子どもとのふれあいなど教員としての実践力の形成に直接資する「教職に関する科目」の格段の充実が図られた。具体的には、①教員としてのあり方・生き方を学ぶ「教職の意義等に関する科目」(2単位)の新設、②国内外の今日的課題を扱う「総合演習」(2単位)の新設、③いじめ等の問題に対処するための「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」の充実(小・中・高; 2単位→4単位、幼; 新設)、④中学校における教育実習期間の延長(2週間→3週間)が挙げられる。また、大学に対しては、「教職に関する科目」の内容の整合性と連続性を確保するとともに、効果的な教育方法による授業を行う努力義務が課されたことが注目される。

なお、この基準は、2000年度入学生からすべての教職課程において例外なく適用されている。

(酒井研作)

#### (2) 中教審答申における教員養成・免許制度改革

こうした教職課程改善の取り組みに対し、文部科学大臣は、2004年10月、教員免許状が教員として最小限必要な資質能力を保証するものとして評価されていないこと等を指摘し、中教審に今後の教員養成・免許制度の在り方について諮問した。そこには、教員に最も求められていることは、「国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること」であり、そのためには、教員に関わる他の改革の前提となる教員養成・免許制度の改革が重要との認識が存在する。

2006年7月に中央教育審議会(以下、中教審)によって示された「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」は、「教員免許状が保証する資質能力と、現在の学校教育や社会が教員に求める資質能力との間に、乖離が生じてきている」ことを指摘し、先の「教育職員免許法」一部改正の効果・影響・課題等を検証するとともに、教員に今後特に求められる資質能力や初等中等教育における教育内容の改善の動向等にも留意しつつ、その見直しを検討することが必要であると示した。その上で、教職課程が教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものとなるためには、何よりも大学自身の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取り組みが重要であると指摘している。

また、同答申では、今後の教員養成・免許制度改革が、教職課程を教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるものとする事と、教員免許状を教職生活の全体を通じて教員として最小限必要な資質

能力を確実に保証するものとするを旨として行われるとの方針が明らかにされた。特に、教職課程の質的水準の向上を図るための具体的な方策として、①「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化、②教育実習の改善・充実、③「教職指導」の充実、④教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化、⑤教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実が挙げられている。

このうち「教職実践演習（仮称）」は、教員の役割等を踏まえた実践的指導力の基礎などの最終的な形成が、現場での教職指導等を通じて個人でなされ、これまで教職課程において明示的に確認されてこなかったとの批判から、教職課程を通じた「学びの集大成」として新設・必修化が意図されている。中教審の初等中等教育分科会教員養成部会によれば、この科目の新設は、単位を修得すれば免許状を取得させるが、教員としての資質や能力、使命感、熱意は関知しないという大学側の雰囲気がかつて強かったため、教員としてふさわしい者に単位を修得させ、免許状を取得してもらうという大学側の責任を明確にすることがねらいであると明言されている。

この科目には、教員として求められる事項（①使命感や責任感・教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③幼児児童生徒理解に関する事項、④教科等の指導力に関する事項）を含めることが適当とされている。これらの項目を科目の中でどのように構成・実施するかは、基本的に各課程認定大学の判断に委ねられるものであり、学校種によっても異なるものと考えられる。また、内容・方法等の検討にあたっては、たとえば教職の意義や教員の役割等を再確認させたり、教員の具体的な職務内容や学校現場の実態等についての理解を深めさせたり、教科指導や生徒指導等に関する実践的指導力の基礎を定着させるなど、教員としての資質能力を確認するための総合的な実践を行うことに留意する必要がある。そして、実施の際には、講義だけでなく、演習（指導案の作成や模擬授業・場面指導の実施等）や事例研究、グループ討議等を適切に組み合わせて実施することや、教職および教科に関する科目を担当する複数の教員の協力方式により実施すること、教職および教科に関する科目のすべてを履修済みまたは履修見込みの時期（通常は4年次の後期）の配当科目とすることなど履修方法を適宜工夫することが適当とされる。

教職実践演習を含む教員養成・免許制度改革は、教職員免許法の改正を経て、2008年度よりすべての教職課程で実施される予定である。

（水上香苗・高橋さおり）

#### 4. 指導案作成指導のあり方

今日の教職課程においては、開設科目の間での整合性・連続性を明確にした上で、教員として最低限必要な実践的指導力を育成することのできるカリキュラムが編成されなければならない。したがって、これからの指導案作成指導は、中教審答申で示された「教職実践演習（仮称）」の導入により、その意義や位置づけが変化することに留意する必要がある。

これまでの教職課程では、現行の「教育職員免許法」が教育実習の実施後に履修を求めているのは事後指導（1単位）のみであることから、教職に必要なその他の科目・単位のほとんどを教育実習の実施前に履修・取得させることが一般的である。つまり教育実習は、教職課程のまとめとして、教員に求められる実践的指導力の形成に最低限必要な知識・技術を身につけた上で臨むべきものとみなされていたといえる。そのため、教育実習の事前指導として行われる指導案作成指導は、より実践的な学生の学習活動とされる模擬授業の準備作業として、形式面についての包括的・総論的な説明一すなわち「作成の仕方」が中心となる傾向にあったといえる。

しかし、演習、事例研究及びグループ討議などによる「教職実践演習（仮称）」が教育実習を実施した後の教職課程の最終段階に配当・開設されることにより、教育実習は、教員として最小限必要な実践的指導力の基礎を育む教職課程のプロセスの一つとされるようになる。具体的には、教育実習は、生徒、教員、教育課程・指導法、生徒指導・教育相談など教職課程で示される個々の教育事象が総合的にあられる学校現場において、「教職実践演習（仮称）」での学習の前提条件となる実践的な経験を積む機会と位置づけられる。こうした教育実習の事前指導として行われる指導案作成指導は、「作成の仕方」を主たる内容とするのではなく、「教職実践演習（仮称）」での学習をスムーズに行うことができるよう、学生が教育実習に臨むにあたっての課題や問題意識を提示するものでなければならない。

また、中教審答申では、「教職実践演習（仮称）」においても指導案を作成することが構想されているが、これは教育実習で知った児童生徒の実態を踏まえた上での指導案作成である点で、事前指導における指導案作成と相違しているといえる。つまり、事前指導の段階では、児童生徒の実態に対応するというよりも、各教科や特別活動などの特性を理解し、そのねらいや取り扱いを踏まえた指導案を作成する能力の育成を意図した指導に力点を置くことが求められる。

すでに述べたとおり、学生は教科書に記載された順

序・配列にしたがった指導案を作成する傾向にあるが、その理由として、各教科や特別活動などの特性を反映した単元や本時の指導目標と、教育内容の系統性としての授業展開との関連を具体的な形で理解できていないことが挙げられる。こうした状況で教育実習に臨んでも、教科書に依存した授業展開しかイメージできず、伝えるべき知識・技術が授業内容に含まれているが自らが作成する指導案に対する評価基準になりかねない。本論で取り上げた教材をどのような順序・配列で教えるかといった「系統性」の問題に着目した指導案の作成指導では、学生が作成した指導案の順序・配列を実際に変更してみせた上で、到達する生徒の理解や意識が相違することを具体的に提示する方法が有効であった。指導案作成指導にあたっては、いかに設定した指導目標を達成するかといった観点から、学生が作成した指導案に改善する余地があることを繰り返し提示していくことが肝要といえる。

(高瀬淳)

#### 注

- 1) 北海道私立大学・短期大学教職課程研究連絡協議

- 会編『教育実習日誌』学術図書出版 2006 年。
- 2) 『家庭総合—明日の生活を築く—』開隆堂 14 頁 2003 年。
  - 3) 同上 15 頁。
  - 4) 「教育実習 I B」を履修した 21 名のうち 10 名が、ジェンダーを否定的な意味合いを伴うものにとらえていた。また、現行学習指導要領で学んだ 1 年生 92 名（人間生活学科・食物栄養学科）に対する調査では、78 名がジェンダーの定義を正しく説明できた一方で、うち 54 名が性別役割分業を助長する意識として無くすべきものと家庭科で学習したと回答した。
  - 5) 3) に同じ。
  - 6) この授業を履修した学生による検討では、前者に比べて後者の授業展開の方が、すべての生徒に受け入れやすく、指導目標にも合致するとの意見がまとめられた。
  - 7) 教育職員養成審議会『養成と採用・研修との連携の円滑化について』第 3 次答申 36 頁 1999 年 12 月。

\* 本論は、各章節の終わりに記された執筆者によって分担・作成されたが、その内容については研究分担者全員の合議・検討を経たものである。

## Considerations on education to make lesson plans in a course of study for the teaching profession

Atsushi TAKASE (Fuji Women's University)

Kanae MIZUKAMI (Graduate Student, Hokkaido University)

Saori TAKAHASHI (Graduate Student, Hokkaido University)

Kensaku SAKAI (Hiroshima University)

Regarding the conference of “The ideal method of future teaching education/ licence system” the Central Education Council in July 2006, it is suggested as one of the measures for improvement/ substantiality of the course of study for the teaching profession, a “Field Experience Teacher Education Program (tentative name)” is recommended to be introduced. With this, the significance of lesson plan guidance and the position of curriculum of the teacher education will be changed. In our course of study for the teaching profession, we have been giving teaching plan guidance that focus on the education material's sequencing problem, for example how to order and arrange the materials for class. Therefore, we have been trying to teach our student by actually modifying their teaching plan's sequence and arrangement, then show them the changes between before and after the modification, and how it affects children's understanding

and comprehension. From these, depends on the teaching plan guidance, in order to achieve the goal set, it is important to keep correcting student's teaching plan and specifically point out how they could improve as there is always room for improvement in a teaching plan.

**Key words:** a course of study for the teaching profession, teaching practice for students, lesson plan, sequence, Central Education Council